

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、中心市街地における商店街等が商店街区域等において、まちづくり協定又はまちづくり構想等（以下「協定等」という。）に基づいた整備等を行った場合に、その経費の一部に対し補助金を交付することにより、自主的な取り組みによる調和のとれた魅力あふれるまちづくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 市が定める高山市中心市街地活性化基本計画における中心市街地活性化区域の範囲をいう。
- (2) 商店街等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街が形成されている地域において商業を営む中小企業者が主たる構成員である団体であつて市長が適当と認めるものをいう。
 - ア 代表者又は役員のあること。
 - イ 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
 - ウ 収支の経理が明確にされていること。
- (3) まちづくり協定 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第8条に規定するまちづくり協定をいう。
- (4) まちづくり構想等 商店街が形成されている地域における景観や魅力、環境等の維持・向上を図るため、市民・事業者等が主体となって取り組むまちづくりの構想及び活動の計画をいう。
- (5) 商店街区域等 協定等の対象となっている商店街が形成されている地域をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、商店街等が協定等に基づいて行う事業とし、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街等（以下「交付申請者」という。）は、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 協定等の写し

- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) 事業開始前の施工箇所等の写真
- (6) 施工業者等の見積書の写し及びカタログ等
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付を受けた商店街等（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止しようとするときは、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否又は補助金の交付内容の変更を決定し、その内容を高山市まちの魅力アップ応援事業補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する収支決算書
- (2) 実施業者等の契約書の写し、請求書の写し及び領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業が完了したことを確認するものとする。

(交付請求等)

第9条 補助事業者は、前条の規定により事業が完了したことの確認を受けたときは、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(書類の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書等は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査させることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (4) 補助期間の途中で補助事業を中止したとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和3年6月30日決裁)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>商店街等。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を営もうとする者</p> <p>(2) 射倖的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を営もうとする者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認められる者</p>	<p>ストリートファニチュアの整備、商店街等の装飾作成、防犯カメラ・Wi-Fiの設置等に要する費用</p>	<p>補助対象経費の2分の1</p>	<p>上限2,000千円</p>

年 月 日

（あて先）高山市長

住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市まちの魅力アップ応援事業補助金の交付を受けたいので、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 事業名	
2. 補助事業に要する経費	円
3. 所在地	
4. 補助金交付申請額	円

添付書類

- ・事業計画書
- ・協定等の写し
- ・位置図
- ・平面図
- ・事業開始前の施工箇所等の写真
- ・施工業者等の見積書の写し及びカタログ等
- ・その他市長が必要と認める書類

事 業 計 画 書

1. 事業の目的（協定等との関連性等）		
2. 建物等の名称		
3. 所在地（整備場所）		
4. 構造等		
5. 規模	m ²	
6. 工事期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日	
7. 施工業者（予定）	住 所	
	業 者 名	
	代 表 者	
8. 整備の内容及び内訳		

9. 事業収支計画

	収 入	支 出
補 助 金	円	円
自 己 資 金	円	
合 計	円	円

以上の計画は、協定等に基づき（商店街等名）が実施する事業であることを証明します。

年 月 日

団体名
代表者名

年 月 日

様

高山市長

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高山市まちの魅力アップ応援事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付 ・ 不交付（理由 ）
2. 交付決定額 円
3. 条件等

年 月 日

様

高山市長

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高山市まちの魅力アップ応援事業補助金変更承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付（内容の変更） ・ 中止
2. 変更内容 変更前
変更後

年 月 日

（あて先）高山市長

住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた高山市まちの魅力アップ応援事業を完了しましたので、高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱8条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業に要した経費 円
2. 補助金の額 円
3. 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 添付書類
 - ・ 補助事業に関する収支決算書
 - ・ 実施業者等の契約書の写し、請求書の写し及び領収書の写し
 - ・ 完成写真
 - ・ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）高山市長

住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付請求書

高山市まちの魅力アップ応援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 事業名

2. 請求金額

3. 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合	(支)店
口座番号	(普通・当座)	
口座名義	(フリガナ))

別記様式第1号 (第4条関係)

(令3.6.30・一部改正)

(令6.3. .一部改正)

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

(令3.6.30・一部改正)

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第8条関係)

(令3.6.30・一部改正)

(令6.3. .一部改正)

別記様式第6号 (第9条関係)

(令3.6.30・一部改正)